

別表9 その他料金表

- 事前申請が「紙(PDF)」提出の場合、**事務手数料**として¥2,000(税別)を加算します。
- 仮受付を行い審査完了後、申請を取り下げる場合
 - ・意匠審査完了時は、確認申請手数料の5割を徴収します。
 - ・全ての審査完了時は確認申請手数料の8割を徴収します。
- 多棟申請について
 - 申請建物毎に、規定の申請手数料を徴収します。
- 構造審査を要する際の加算額
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)仕様規定による場合(壁量計算):20,000円
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)構造計算による場合:
 - 木造:30,000円
 - 木造以外:100㎡以内-30,000円、100㎡超~300㎡以内-40,000円、300㎡超~500㎡以内-52,000円
 - ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。
 - 確認基本手数料×20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)
 - ・ログハウス構造料金は、構造加算額の1/2を加算します。
- 天空率を使用した際の加算額について
 - 斜線規制毎に確認申請手数料の10%を加算します。
- エレベーター併願申請の場合、14,000円を加算します。
- 確認申請時の追加説明書
 - ・追加説明に係る部分の床面積に該当する確認申請手数料を徴収します。
 - ・500㎡以下で追加説明内容が構造の場合、構造審査手数料を徴収します。
 - ・500㎡超で追加説明内容が構造のみ場合、確認申請手数料の70%を徴収します。
- 消防長等の同意を要する申請(**事務手数料**)
 - ・消防長等の同意を要する申請は、次のとおり算定し、加算します(電子にて同意を行う場合は除く)。
 - ・0~500㎡以内-2,000円(税別)、500㎡超-3,000円(税別)
 - ・原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとなります。
 - ・再度消防長等の同意を要する場合は、上記手数料を回数分追加します。
- 電子申請に係る消防同意等のための紙面出力(**事務手数料-印刷**)
 - ・電子申請が行われた場合において、消防長等の同意を求める場合又は消防長等に対して通知を行う場合(消防長等が図書を求める場合に限る)にシー・アイ建築認証(株)が電磁的記録を紙面に出力する場合は、次のとおり算定し、加算します。

| ページ数の合計 (ページ/部) | 確認加算料金(円/税別) | |
|--------------------|--------------|--------|
| | 2部以下 | 3部 |
| 1~50以内 | 2,500 | 3,500 |
| 50超~200以内 | 3,500 | 4,500 |
| 200超~500以内 | 5,000 | 6,500 |
| 500超~1,000以内 | 8,500 | 10,500 |
| 1,000超~ | 別途見積り | |

 - ・出力形式は、原則A4,A3サイズかつ白黒とし、他の出力形式が必要な場合は別途見積りとなります。
- 構造適判に係る建築物の加算額
 - 構造適合性判定を受けた建築物について、図書の整合確認手数料として加算します。
 - 図書の整合確認料金は、10,000円(税別)

●省エネ法に係る建築物の加算額

- ・省エネ義務化による基準省令に基づく基準(仕様基準)による審査
 一戸建ての住宅: 23,000円
 共同住宅・長屋: 50,000円 + 2,000円 × 戸数
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けている確認審査及び完了検査は、次式により算定した額を加算します。
 「申請(検査)手数料」× 20% ※審査(検査)対象床面積 = 適判対象床面積
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けていない確認審査は、次式により算定した額を加算します。
 「申請手数料」× 30% ※審査対象床面積 = 適判対象床面積
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けていない完了検査は、次式により算定した額を加算します。
 「検査手数料」× 40% ※検査対象床面積 = 適判対象床面積

●計画変更確認申請

- ・変更部分の延べ面積1/2に該当する申請手数料
- ・500㎡以下で構造強度に係る変更がある場合は構造審査手数料の70%を加算します。
- ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。
 確認基本手数料 × 20% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)

●軽微変更説明書の手数料(事務手数料)

- ・申請床面積の合計 500㎡以下: 5,000円(税別) / 回
- ・申請床面積の合計 500㎡超: 確認基本手数料の10%(税別) / 回

●各種変更届の手数料(事務手数料)

(建築主等変更届、工事監理者(変更)届、工事施工者(変更)届、地名・地番等変更届、記載事項変更届)
 変更手数料は、3,000円(税別)とします。

●完了検査時の追加説明書

確認審査(計画変更)の審査手数料を徴収します。
 天空率がある場合は、完了検査手数料の10%を加算します。

●省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容確認の加算額

- ルートA: 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜) × 10%
- ルートB: 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜) × 30%
- 省エネ義務化による基準省令に基づく基準(仕様基準)による確認
 一戸建ての住宅: 5,000円
 共同住宅・長屋: 20,000円 + 1,000円 × 戸数

●世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は次のとおり、手数料を加算します。

緑化検査手数料は、20,000円

●中間・完了検査時の再検査手数料

検査手数料の1/2を徴収します。

●出張費

| 地域区分 | 出張費(円) | 備 考 |
|------|--------|--------------------------|
| 地域:A | 0 | 本社から概ね20Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:B | 2,000 | 本社から概ね20～50Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:C | 7,000 | 本社から概ね50～75Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:D | 15,000 | 本社から概ね75～100Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:E | 20,000 | 本社から概ね100～150Kmまでに含まれる区域 |
| 地域:F | 25,000 | 本社から概ね150Kmを超える区域 |

・出張費は、確認検査員1名につき、上記に定める額とします。

・本社からの距離は、直線距離とします。

●検査のキャンセルについて

各検査において、建築主等の都合により検査予定日の変更又は取消しがあった場合には下記の手数料を徴収します。

- ・検査予定日の2営業日 検査手数料の30%
- ・検査予定日の前営業日 検査手数料の50%
- ・検査予定日の当日 検査手数料の全額

※検査地が茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県の場合は、上記検査手数料を支払総金額(検査手数料+出張費)と読み替える